

南相馬市技能労務職員給与などの見直しに向けた取り組み方針

地方公共団体の技能労務職員の給与は、同種あるいは類似する業務を行っている民間企業の従業員と比較して、高額であるという指摘や批判が多くあるところであります。

南相馬市においては、その指摘を真摯に受け止めるとともに、技能労務職の給与について総合的に点検し、厳しい財政状況に対応するため、適正な給与制度の確立と運用を図るべく取組方針を策定するものです。

1 現状

南相馬市では、直営で管理している学校給食の調理業務や、道路維持業務の退職者を賃金支弁職員で補うことや、下水道施設の管理を民間委託するなど、技能労務職の定員削減を実施しております。

また、平成18年1月より技能労務職員には国の行政職(二)表を基に作成した、技能労務職給料表を適用させることにより人件費の抑制にも努めて参りました。

さらに、平成20年4月からは国の給与構造改革に伴う給与制度の見直しを実施し、給料表の切替を行い、これまで57歳の昇給停止まで継続的に実施してきた昇給を、給料表上の一定の限度までとするなど、改革をおこなってきました。

しかしながら、一般行政職の補充は定年退職者の40%を基本とし、保育士・幼稚園教諭及び技能労務職については不補充で対応していることなどから、在職者の高年齢化が進んでいることや、平成20年度の給料表切替においても、切替以前の給料月額を保障する現給保障制度により、実質的な引き下げは小さくなっております。

(1) 平均年齢及び平均給与等

本市技能労務職

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)
全 体	86 人	47.01歳	334,450 円	359,867 円
うち自動車運転手	5 人	51.01歳	356,740 円	401,189 円
うち清掃職員	19 人	46.01歳	325,121 円	364,870 円
うち学校給食員	25 人	48.06歳	351,152 円	360,604 円
うちその他	37 人	46.02歳	324,943 円	351,215 円

- ※ その他には、用務員、道路維持作業員、ダム管理人等が含まれております。
- ※ 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- ※ 100円未満は四捨五入となっております。

(2) 職種別、年齢別、平均給与月額及び平均年収額

	自動車運転手		清掃職員		給食調理員		その他	
	平均給与月額	平均年収	平均給与月額	平均年収	平均給与月額	平均年収	平均給与月額	平均年収
20～24歳	-	-	*	*	-	-	-	-
25～29歳	-	-	-	-	-	-	*	*
30～34歳	-	-	*	*	*	*	269,906	4,257,308
35～39歳	-	-	322,444	5,165,371	*	*	303,426	4,933,294
40～44歳	*	*	*	*	321,057	5,335,263	341,786	5,592,345
45～49歳	-	-	384,934	6,245,624	360,360	6,013,958	366,280	6,025,455
50～54歳	414,449	6,890,126	409,611	6,737,269	399,720	6,759,643	393,651	6,594,812
55～59歳	*	*	416,448	6,973,076	399,750	6,729,687	406,852	6,809,530
60歳	-	-	-	-	-	-	-	-

- ※ 給与月額は平成20年4月のものです。平均年収は平均給与月額を12倍したものに前年度の期末勤勉手当を含むものです。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。
- ※ 100円未満は四捨五入となっております。
- ※ 個人情報保護の観点から、1人又は2人の場合は個人情報が特定される為、平均給与月額及び平均年収をアスタリスク(*)としております。
- ※ 数値のない部分については、すべてハイフン「-」としております。

(3) その他給与に関する事項

- ア 給料表 南相馬市単純な労務に雇用される職員の給与の支給等に関する規則で規定する技能労務職給料表(国家公務員の行政職俸給表(二)に準ずる)の5級制を採用しております。
- イ 手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末・勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。技能労務職に支給されている主な手当は以下のとおりです。

手当の名称	手当の内容(月額)	国の制度との異同
扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外の親族	6,500円
	配偶者なしの場合の親族1人目	11,000円
	16歳から22歳までの子1人につき	5,000円加算
住居手当	持家で新築、又は購入から5年間	3,500円
	持家で取得から5年経過後	2,500円
	借家の場合 限度額	27,000円

通勤手当	自家用車等利用の場合、距離に応じて	2,000円～	異なる
	上記の支給限度額	24,500円	
	電車・バス等利用の支給限度額	55,000円	

2 基本的な考え方

地方自治体においては、自らの責任において自立的な行財政運営が求められております。多様化する住民ニーズに対して受益と負担のバランスをとりながら対応するためには、これまでの依存型の行財政運営からの脱却を早急に図らなければなりません。

南相馬市では定員適正化計画による職員採用を基本とし、民間企業の同種の職種に従事する者との均衡を図りつつ、賃金支弁職員などの有意な活用や、民間への業務委託等を行い財政支出、組織のスリム化を積極的、計画的に図っていくものであります。

同時に、広報、ホームページにおいて、職員の人事給与状況を公開し積極的な情報の提供に努めるとともに、現状の分析あるいは将来の予測に努め改善・向上を図っていくものであります。

3 具体的な取り組み内容

給与水準を民間の同種の職種に従事する者との均衡を図っていくため、次の取り組みを行うものであります。

(1) 給料表について

① 給料表

現在の技能労務職給料表を引き続き採用します。

② 給料表の見直し

今後も給料表については、原則、福島県人事委員会勧告を尊重しますが、県の動向や県内12市の推移を見極めながら対応して参ります。

(2) 手当について

① 時間外勤務手当について

時間外勤務手当に関しては、週休日勤務の振替休日(代休)の取得を徹底するとともに、賃金支弁職員の活用や業務の効率化を尚一層推進し、更なる縮減に努めます。

② その他

給料同様、原則、福島県人事委員会勧告を尊重しますが、県の動向や県内12市の推移を見極めながら、各種手当の見直しを検討していきます。

4 その他

現在の厳しい財政状況の中で、職員定数の適正化及び総合的な給与の見直しを図らなければなりません。

今後は、年度ごとの技能労務職員の退職状況を見ながら、以下のような取り組みを行って参ります。

(1) 民間委託の推進

技能労務職員については退職不補充、新規採用職員の凍結を引き続き実施します。

また、事務・事業の民間委託の推進について、公共性の確保を前提として市民サービスの向上を含めた費用対効果など総合的に考慮した上で、民間に委ねるほうがふさわしいと判断したものについては、民間活力の導入を図っていきます。

(2) 事務・事業の見直し

技能労務職員を配置している職場のうち、業務内容や人員などの面から事務・事業の見直しが可能な職場の有無を点検し、可能な場合は人事異動等により職員数の適正化を図ります。

(3) 職員数の削減見込み

今後、退職不補充の路線を踏襲していくと、今後10年間で40人が定年退職を迎え、平成30年度には46人になる見込みです。